

総務委員会会議録

令和7年2月5日(水)
(開 会) 10:00
(閉 会) 11:43

【 案 件 】

1. 入札制度について
2. 情報公開について

【 報告事項 】

1. 不当要求行為等への対策について (人事課)
2. 本庁舎第2駐車場に係る不動産売買契約の締結について (財産活用課)
3. 「第3次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定について (総合政策課)

○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「入札制度について」を議題といたします。提出資料について、執行部の説明を求めます。

○契約課長

提出しております資料につきましては、印刷業務の発注件数及び落札金額についての資料でございます。資料に基づき、ご説明いたします。

この資料は、令和3年度から令和5年度の3年間に発注いたしました印刷業務の件数と落札金額について記載したもので、資料の上段に年度ごとの発注件数を、下段に年度ごとの落札金額の合計を記載しております。令和3年度につきましては、発注件数が合計155件、落札金額の合計が2085万4628円。令和4年度は合計135件、合計金額が2675万8663円。令和5年度が合計140件、合計金額が2001万3521円となっております。

○委員長

説明が終わりましたので、ただ今の説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○赤尾委員

資料の提出、ありがとうございます。ちょっとこの資料について、1件ちょっと質問させていただきます。令和3年度、令和4年度、令和5年度の実績を件数と発注金額で示していただいておりますが、令和4年度が発注件数が少ないにもかかわらず、落札金額、要は発注金額ですね、これが高額な理由を教えてください。

○契約課長

令和4年度につきましては、ほかの年度と違うところで申しますと、新型コロナワクチンの接種券発送用封筒というのがこの年度のみ発生しております、そのことにより金額が多くなっております。

○赤尾委員

それで納得いたしました。

前回の総務委員会で議論させていただきました印刷業者からの要望書、これについて、最終的にですね、私もちょっと動画を見直したんですけど、検討していただくと、いただけるということで私は理解しておりますが、執行部のお考えを聞かせてください。

○契約課長

印刷業務の発注につきましては、現状、物品での発注といたしておりますが、現状につきましては、物品での発注ということで継続していきたいというふうに考えておりますが、印刷業

務に限らず、様々な業種につきまして、状況がいろいろ変化することもございますので、そのことも含めまして、今後も研究していきたいというふうに考えております。

○赤尾委員

調査研究して検討していくということだろうと思いますけど、よくですね、本市がいろいろ県の考え方とか、やり方に倣って何かいろいろ検討されることが多いかと思っておりますけど、同様にですね、福岡県の印刷工業組合さんから、同様のそれこそ同じような内容の要望書が県に、平成16年9月14日に要望書が上がっていますが、そのことについて、事実というか、それについて執行部は把握されているでしょうか。

○契約課長

福岡県に出されましたその要望書については、内容について把握はいたしてはおりません。

○赤尾委員

把握していませんということですか。後ほどちょっと資料はお渡しできるかなと思うんですけど、私ちょっとその要望書を持っているんですが、もう内容がほぼ一緒なんです。その中で7つの要望を上げておられます。

その中で、特に、今回類似している点でいきますと、印刷物の契約制度を、物品購入制度から製造の請負制度に制度変更をしていただきたいというのがあるんですね。項目の2つ目になりますが、これ、今、本市の現状と同じですよ。要は、物品で印刷物は発注している。業者のくくりも物品でくくっていますよ。それがまだいろいろな不具合とか、問題点があるんでしょう。福岡県の印刷業組合も県に対してそういう要望をしています。

それで、県は7つの項目に対して、丁寧な回答を行っているんですね。今の例につきまして、県がどういう回答をしているか、ちょっと読み上げさせていただきたいんですが、まず、印刷物の契約制度を物品購入制度から製造の請負制度に制度変更いただきたいということですね。これに対して改善内容、どういうふうにやっていくのかということなんですけど、どういうふうに対処するかなんてしょうけど、印刷物は個々に原稿や仕様書を示して発注し、完成品を納入させており、言わば特注品であるため、印刷物の契約制度を製造の請負制度に変更するということだったんですね。平成16年にこの要望書が出されて、平成16年9月14日に要望書が出されて、もう変更を県がしたのが平成17年4月1日からなんです。行動も早いと思うんですけど、さらに、こういう制度変更を行うと、どういうところがメリットとして、効果として現れるかと。これも県が回答しております。その内容を同じく読み上げさせていただきますが、請負契約制度への変更は、より実態に近い契約形態になり、低価格入札制度や最低制限価格制度の導入ができることから、企業モラルの熟成や労働条件の悪化、不適格業者の参入などの悪循環が排除できるというような効果が出ると、県がもう示しているんですよ。これについて、本市の執行部である契約の担当課長は、これを受けてどういうふうに考えられますか。

○契約課長

今のお話では、印刷を製造請負に変えるということですが、それで、製造請負に変えると、飯塚市で言えば、業者を絞り込むというような形にはなるかというふうには思います。

それで、最低制限価格を仮に設けるとすれば、それで低い金額が入れられなくなるということで、それで高くなれば、それが直接品質に結びつくというものではないとは思いますが、経営する業者さんにとってみれば、余裕を持った経営ができるのかなというところはありますけども、県のほうにつきましては、範囲が、地域が県内全域ということで、業者数もかなり多くいらっしゃると思いますので、そこの辺りの制度につきましては、そういった業者の数であったり、発注の件数も県で見れば飯塚の何倍もあるというような形でありますので、そういったそこそこの事情が異なりますので、市で申しまして、飯塚市が今物品でやっておりますし、他の自治体でも請負というような形でやっているところもあるし、物品でやっているところも

ありますし、それを複合してやっているというところもありますので、入札制度につきましては、そこそこの個別の自治体、そこそこの事情がございますので、それに合わせて考えていく必要があるのではないかとこのように考えております。

○赤尾委員

業者数のことを言われますけどね、そうなってくると、例えば、私は建設の業界からの出身ですけど、当然、飯塚市内の建設業者の数と、県内の数というのは違いますよね。ただし、同様の入札制度を行っていますよね。だからその数というのは、業者数というのはあんまり関係ないのかなと思うんです。ただ、ここで重要なのは、同じ問題点をやっぱり業者さんとして、今回は印刷業界ですけど、それを問題視してあって、それでやっぱりその、苦慮されているところを市がどういうふうに対応していくかだろうと思うんですよ。

では聞きますけど、今の、現行の制度を維持していく上で、本市にとってメリット・デメリットという言い方はちょっと適切かどうか分かりませんが、いい面と悪い面とを教えてください。

○契約課長

今、飯塚市におきまして、先ほど発注件数で申しましたけども、80万円超え、ここが入札で行うものの金額となっております。40万円以下については各課が見積りにおいて発注しているものでございまして、入札制度で扱うとすれば80万円超えのところの決まりになるというふうに考えておりますが、飯塚市において発注する80万円以上のものの中で多いのが封筒の印刷であったり、編集であったり、そういった内容のものがほぼない状況で、これについても今後同様の状況が続くと思っておりますし、さらに進んでいけば、そういった発注する件数というのは、だんだん少なくなっていくのかなというふうには考えております。

それで、物品で入札を行っておりますが、これは前回のときもお話させていただいたと思っておりますけども、物を買うに際して、最小の経費で最大の効果を上げるというところで、その内容と、そのほうも鑑みまして、物品として発注することで、それがメリットになるということではありませんけども、その大きなデメリットとなるところがないのではないかとこのように考えております。

○赤尾委員

この市の印刷業者が要望の中で言っているのは、40万円以上の入札物件に対して最低制限価格を導入してくださいと、よく読むと書いてありますよね。件数としては多いんですよ。多くなりますよね。今の答弁だと80万円をボーダーラインに言われていますけど、40万円以上の、要望書どおりに変更したとして、そうしたら件数は増えますよね。だから、増えた発注物件に関してこの入札制度の変更を行ってくださいということなので、この40万円以上の案件についても最低制限価格を導入すると、これもその要望の一つなんですね。そこはちょっと混同しないでいただきたいと思うんです。

それと、市のいい面、悪い面、メリット、デメリットというところでお聞きしましたが、この市の業者さん、本社をここに構えてですね、本市に構えて、ここで、この地域に根差して、踏ん張って経営をされていると思うんですけど、この方たちに対するいい面、悪い面というのは、当然考えられていると思うんですよ。入札制度をいろいろ考える執行部からするとですね。その点、その業者に対して、いい面と悪い面というのはどういう点ですか。

○契約課長

業者側のいい面とすれば、最低制限価格を設ければ、低い落札金額というのができなくなりますので、その点、ある程度高い金額で、最低制限価格の設定にもよりますが、高い金額で受注できて、それによって収入が安定するというような効果があるのではないかと考えます。

○赤尾委員

それは変更した場合でしょう。じゃなくて、現行の制度を続けていくと言われたので、この

現行の制度を続けていく上で、この業者に対して、何かこう、いい面、悪い面って。いい面を逆に聞きたいです。そこを答弁ください。

○契約課長

物品でするに当たって、金額、先ほども言いましたけど請負の金額の面でいえば、最低制限価格をするのではなくて、物品で、今、最低制限価格がない中でする面で言えば、そのメリットというのは特にはないかと思いますが、先ほども、これを最低制限価格とか、導入するに当たって、県とかも課題の一つで、品質の低下というのを予防するというのも、大きいのではないかと思いますけれども、それについて、現状では今請負をしている金額で特段粗悪なものが出ていたかということをごさいませんで、物品で適切に納入していただいているというふうに考えています。ですので、業者様の目線で考えると、いい、悪いというところでないかもしれませんが、発注する経費を、最小で最大の効果を上げるということからすれば、物品で入札していただける業者さんのほうも可能な金額で応札いただいていると思いますので、そういったところはあるかなというふうには考えております。

○赤尾委員

市側としてはコストがかからないと。業者目線で言うと、いい面はちょっと見当たらないというところ、そういう解釈でいいですか。

○契約課長

参加する業者さんのほうで、要望書の中でもあったと思いますけれども、業者の中で印刷設備を持っている会社、印刷設備を持ってない会社が半数あるというような話があったと思います。それで、印刷設備を持つことを条件というような形にすると、印刷設備を持ってない業者というのがもう完全に入れないというような形で、今その制度を変更すると、その半数の業者を排除するというような形になりますので、今後、例えば新規参入するに当たって、印刷設備を整えていなければならないとなると、新規参入の障壁になるというようなデメリットはあるかというふうに考えております。

○赤尾委員

機器にこだわるとですね、確かに今課長がおっしゃるように、新規参入者もない、現状で、純然たる印刷の製造の仕事しかされてない業者さんの中でも、機械を持たれてないところもおありのようなので、私がちょっといろいろ調べると。なので、その機械の保有というところを条件とするのはですね、おっしゃるとおりかなと思います。ただ、今の業者の区分とかを見させていただきましたが、その中でも印刷の製造しかやられてない企業さんとそうでない企業さんとおられるんですね。これが果たして一緒かと。印刷はもう印刷の仕事しかやらないわけでしょ。それ以外で、いろんな知識とか、経験とかあるというようなところは、ほかで仕事ができるフィールドがあるわけじゃないですか。ここが同等ですかということが一番、私、伝えたい。伝えたいというか、そこがキーワードかなと思っているんですが、その点、どう思われますか。

○契約課長

業者の区分については、飯塚市においても、例えば印刷であつたりとか、印刷の中でも編集などの業種があつたり、様々な業種はありますけれども、これは前回の委員会の中であつたと思うんですけど、印刷でもデザインするところの業者と、デザインじゃなくて印刷をするところの業者を分けてできないのかというような話があつたんですけども、今現状の飯塚市の発注でそれを分けるような業務がないというのがありますし、デザインだけ発注するような分け方というのが、ちょっと今、今後研究の必要があるとは考えますけれども、分けるのが、この印刷の業種だけで考えるのが難しいのかなというふうには考えています。その業種の分け方についても、各自自治体で、そこそこで統一のものというのが、例えば工事のように工種で決まっているというような決まりが特にないものですから、各自自治体で分け方というのをしておりますの

で、仮にこの印刷の業務をどうにかするとすれば、飯塚市の今の業種の分け方全体について、ちょっと考える必要があるかなというふうには考えています。

○赤尾委員

業者の区分も分ける必要があるというような今の答弁なんですか。ではないですか。例えばですね、今印刷・写真というくくりの中で業者さんがずらっとおられますね。21者ですか。この中でも、ちょっと名称だけで判断するのはよくないことなんでしょうけど、やってあることも含めてですね、この印刷、製造の印刷じゃない業者さんというのは、結構この中でいらっしやいませんか。

○契約課長

今登録されている業種の中で、どこの業者が印刷メインか、ほかのもの、業種についてが主たる業務かというところについては、特に把握はいたしておりません。業種の登録をするに当たって、その品目の中でできるものについて登録いただいております。明確にはありませんけれども、例えば、カメラの写真をメインにしているのではないかというような推察のできるような業者さんもいますけれども、その詳細なところはちょっと分かりかねます。

○赤尾委員

そういうふうな推察が立つわけですね。印刷の製造は別で、製造で区分を分けても別に構わないんじゃないですか。

○契約課長

業種を分けるということになりましたら、例えば編集の業務で分けて登録を求めた場合に、編集での発注がほぼないというような状況でありましたら、登録を求めても、業者さんの登録はないということになりまして、そうすると、登録がなければ、今の形で言えば市外業者に発注しないとけないというような形になるということもありますし、その業種として、ほぼ発注の見込みがない業種の区分をつくるというのは難しいのかなというふうには考えております。

○赤尾委員

ちょっとよく、すみません、理解がちょっと難しいですけど、発注する内容がないから、そういう区分をつくる必要もないし、そこで分けませんというようなことなんでしょうね。そういう理解でいいんですか。

○契約課長

印刷の業務をするに当たって、編集の部分と、印刷する前の編集の部分、それから印刷をする業務の部分、それから印刷が終わってそれを製本などする部分というふうに分かれると思いますけれども、それを企画、一番最初の編集・デザインをつくる部分というのを分けて、どちらかにしか登録できないという形にすると、編集の部分の業務がなければそこに登録する業者はいないということもありますし、発注の見込みがないものを分けて、区分をつくるというのは、難しいのかなというふうに思います。

○赤尾委員

すみません、よく理解はちょっとできませんけど。じゃあ今の答弁の中で、今登録されている業者さん、この実態がどうなのかというのは、市はもう全く把握してないわけですね。

○契約課長

申請に当たって、印刷の機械を保有しているなどの調査は、現状行っておりませんので、実態については把握いたしておりません。

○赤尾委員

主にどういう業務がなりわいなのかということも把握されてないわけでしょう。

○契約課長

申請するに当たって、その会社の業務の内容などについて記載する部分はありますけれども、どれが主たるもので、どれが、例えば売上げが一番多いかというような把握はいたしておりま

せん。

○赤尾委員

じゃあ、適正価格というか、発注金額についてちょっとお尋ねしたいんですけど。今の現行の制度ですね。予定価格は設定されていると。で、最低制限価格は、もろもろの、地方自治法とかに照らし合わせて、この物品の納入というのは最低制限価格を設けられませんよというような、多分、ご回答というか、答弁があったと思うんですけど、予定価格はどういうふうに出されるんですか。

○契約課長

予定価格につきましては、それぞれ、工事であっても設定するようになっておりますけども、これにつきましては、予定価格については、取引の実例価格や需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短など、様々な状況を把握して適正に定めるというふうに定めておりますので、そのような形で行っております。

○赤尾委員

では、原価計算をしてあるというような答弁ですか。

○契約課長

原価の計算まで、現状として行っているものではございません。

○赤尾委員

具体的な手法はどうなんですか。例えば、業者から見積りを採取しているとか、そういうことなんですか。

○契約課長

参加する市内の指名登録業者の方から参考見積りをもらうことであったり、過去の取引の金額の実例であったり、他の自治体とかの入札の状況など、いろんな調査を行った上で決定いたしております。

○赤尾委員

細かくはちょっと分かりませんが、原価計算というのは、例えば、今、紙代が幾らなのかとか、印刷機に使うインク代がどのぐらいなのか、諸経費も含めてですね、そういうふうな積み上げ型の原価計算、それに基づいた入札ということではないということですか。

○契約課長

現状ではそのようにはなっておりません。

○赤尾委員

じゃあ、世の中の物価の変動とかいうことに対してはどういうふうに対応するんですか。

○契約課長

それにつきましても、年度ごとで、受注であったり、取引の金額などが上がれば上がっていきますし、参考見積りを頂く中でも、そのような経費がかかるということで、例えばその同じ業務であれば、前年度より高い金額で設定するというようなことは、考慮はいたしております。

○赤尾委員

参考で出てきた金額と実際契約する金額、発注金額ですね、これはどのくらいの差ですか。例えば予定金額の何%なのか、大体分かりますか。

○契約課長

物品につきましては、予定価格については公表いたしておりませんので、それについてはお答えできかねます。

○赤尾委員

差は大きいですか。

○契約課長

その感覚につきましてもちょっとお答えできかねます。

○赤尾委員

それ、適正価格になるんですかね。落札価格というのは、参考見積りを取るんでしょう。参考見積りの金額と、比較対象というのはそれしかないじゃないですか。実際のコストは公表できない。それはそれで理解します。ただ、この差というのがどうなのかちょっとお答えしていただけないんですかね、言いようがないんですけど、これ、適正価格にはなっているんですか。

○契約課長

現状、入札が物品というような形で行っておりまして、その辺りの、かかる経費が幾らとかというような判断はいたしていない状況でございますので、ただ、委員がおっしゃいますように、いろいろ、印刷業界の皆様も厳しい、発注というか、受注の額も減ってきているでしょうし、厳しい状況にあるということではあるかと思っておりますけれども、それにつきましては、今後は、同じ答弁になりますけれども、まだ、調査研究をやっていく必要があるかなというふうに考えております。

○赤尾委員

ちょっと議論をこれ以上続けても、もしかすると平行線かもしれませんので、この辺であれたいんですが、とにかく、福岡県もですね、そういう業者からの要望を受けて、いろいろ市内とか、中で検討した結果、そうやって制度を変えているわけですね。飯塚市もできないわけないと思いますので、こういう要望が上がるということは、やっぱり地元業者・地場業者がですね、やっぱりそれだけ経営に逼迫感もあるでしょうし、件数が少なくなっているといえど、やっぱり、そこで経営されているというところもあるんですね、そこら辺は地元業者をよく見ていただいて、制度の改正ということを強く要望させていただきたいと思います。

またこれずっと私、追及というか、追跡していきますので、どうぞよろしくお願ひします。以上です。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○赤尾委員

委員長にお願いいたします。

本委員会に特別付託を受けております「入札制度について」は、これまで執行部から、「総合評価落札方式における受注者への罰則強化」、「物品・役務の電子入札導入」などの入札制度の改正内容、「総合評価落札方式の評価項目一覧」、「総合評価落札方式における工事成績評定点」など現状の入札制度の内容、公契約条例や印刷業務の指名競争入札に関する要望書などについて説明を受け、調査を行ってまいりました。

この間、執行部においては、「飯塚市建設工事指名競争入札参加者指名基準の特定建設業許可を条件とする設計金額」や「変動型最低制限価格方式の算定方法」を改正するなど、入札制度の改善に向けて努力されてこられたことは評価すべきものと考えます。

入札制度は毎年見直しを行っていくべきものですが、今後も市内業者の育成を図るとともに、品質、競争性、公平性を確保しながら、適正な制度を維持していくよう、執行部におかれましては、更なる努力をしていただくことを要望いたしまして、本件については調査終了としていただきますよう、委員長においてお取り計らいをお願いいたします。

○委員長

ただいま赤尾委員から、本件について、調査終了としてほしい旨の申出がありました。本日、調査終了について、お諮りするということですのでよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、そのように取り計らいさせていただきます。ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「入札制度について」は、調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は、調査終了とすることに決定いたしました。

次に、「情報公開について」を議題といたします。本件全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○江口委員

情報公開については、何度か質疑をさせていただきました。その中で2度ほどお聞きしたのが、公開の方法についてであります。公開の方法について、電子的な形でできないものかというふうな部分まで、電子的なというか、媒体を、今は、情報公開請求をすると紙で出てくるか、それか、もしくは、CDとかの媒体を持ち込んで、これにコピーをしていただくか、どちらかなんです。ただ、これだけ情報化が進んだ中で、果たして、このCDの受渡しであったりとか、紙の受渡しだけでいいのかどうか。それで、ネット上での受渡しができないかというふうな提案をさせていただきました。それで、検討はしたんだけど、大量請求とかがあったら困るので、それについてはやらないというのが、市の今までの答弁であります。

ただ、考えていただきたいのは、行政側は、ここでずっと仕事をしているわけですよ。ところが、公開請求される方は、それこそ、請求はメールでできるんです。けれども、実際に、欲しい情報が出てきたというときには、来るか、ここに来て、媒体を持って来て、もしくは紙でプリントアウトされたやつをもらって帰るか、それか、郵送で送ってきて、それを焼いていただいて送り返していただく形なんです。でも、本当にそれが、ある意味、お客様だと思うんですけど、情報公開をされる方の立場に立っているかどうか。そしてそれが時流に合っているかどうかをしっかりと考えていただきたいんです。

例えば、請求された方が障がいのある方だったかもしれない。年配の方で、もう車も運転できない方かもしれない。そういった方々に、タクシーに乗ってきてくださいとか言うのが正しいのか。例えば、じゃあそれが、郵送という手段があるからいいじゃないかと言うかもしれませんが、確かに手段としてありますけれど、それは当然のことながら費用がかかります。そしてまた、役所のほうも手間がかかります。ですよ。例えば、情報公開請求して、紙で100枚ぐらいの情報が出てきたとします。にしてみても、例えばこのCD1枚で入るデータ量というのは、700メガバイトぐらい入るわけですよ。例えばこれがDVDだったら、もうギガの単位、4.7ギガバイトとか入るんです。でも、私これ、ある資料を要求したんだけど、この中に入っているデータ量というのは、僅か50メガバイトぐらいなんです。700メガバイトの容量があるんだけど、50メガバイトで書いて、これでもう終わりなんです。もらったらこれは、例えばパソコンとかに入れてしまえば、これもうごみなんです。このやり方をまだ続けますか。

例えば、例外に合わせて仕事のやり方を決めるのではなくて、一般的なものに仕事のやり方を合わせて、例外に対しては例外的な対処をする。そのような仕事の仕方をすべきだと思うんですが、改めてその点について、答弁を求めます。

○総務課長

メールでの回答ということでございますけども、私、しないとまで言ったかどうかちょっとあれなんですけど、一応、今まで申し上げましたとおり、繰り返しの大量請求でありますとか、濫用的な請求につながる可能性、これを防ぐのが今のところないので、今のところちょっとできないんですけど、他市の状況などをちょっと調査しながら、今検討しているというような状況でございます。しないと申し上げたつもりはなかったんですが。

○江口委員

では、市長、お聞きいたします。これ何度かやってきて、数か月たったわけなんです。大量請求は今でも可能なんですよ。今でも可能で、これに焼いてもらえばいいだけの話なんです。そんなに、その部分で、ネット経由でね、送るのを設定したからといって、そんなに手間が変わるわけではないと考えます。

市長、情報公開される方の立場を考えて、今のお話を聞きした上で、どのようにお考えなのか、お聞かせいただけますか。

○総務部長

先ほど来、課長のほうから答弁しておりますように、質問委員が言われるように、例外を例にとって、かたくなに市民ニーズを阻害しようといった意図は執行部にもございませんので、課長が申しておりますとおり、大量請求に対する対応をしっかりとった中で、より利便性よく情報公開請求がなされるような研究を今後もやっていきたいという点が一つでございます。

大量請求で困るのは、やはり大量請求された資料を作る業務がかなり膨大な時間になりますので、それについては、どうしてもやっぱり我々はちょっと防いでいきたいなという意図がございますので、それはひいては、その業務に、大量請求に係る業務というのは市民の皆様、要は我々の労力をそちらにそぐということになりますので、それについては、やはり対応をしっかりとっていききたいなという意図がございます。それを今現状、大量請求についてどう考えるかということの回答を持ち合わせておりませんので、前回、前々回の質問来、現状維持させてもらいたいというご答弁をさせていただいておりますけれども、委員ご指摘のとおり、一部例外のために全体の分を阻害しようといった意図はございませんので、鋭意研究努力しまして、できるだけ速やかにそういった対応もできるような事務を進めたいというふうに考えております。

○江口委員

市長はお答えにならずに、総務部長がお答えいただいたわけなんですけど、検討、検討というんだけど、じゃあいつまでにとというのは、仕事はどうしてもやっぱり締切りが必要だと思っているんです。市長、いつまでに結論を頂けますか。

○総務部長

事業実施にかかっては、先ほど来申しましたように、今、大量請求に対応する方法を見いだせていない状況でございますので、今現時点でいつまでに、例えばそういうメールでの会議を始めますといったことについては、お答えができませんけれども、方針なり検討結果なりについては、随時、また議会のほうにもお返ししたいと思います。

それから、やはり大量請求を防ぐためには、情報公開しなくてもいいような形での情報公開、広く一般的な情報公開の強化も必要ですので、そういったことも併せて対応するべく、やっていきたいというふうに考えております。

○江口委員

早急な対応を求めます。

それで、後段で今部長が言われた情報公開請求しなくていい部分、それについては、以前から求めてきたことでありますし、それは非常に大切なことであると考えます。ただそれにするにしても、情報がきちんとつくられてないと話にならないんです。ですよ。あるべきものがないということがまあります。

実は、飯塚市だけではなくて、他との協議を含めた、が必要な部分に関して情報公開請求をしました。そうすると、出てきたのは、飯塚市だけじゃなくて、その他との協議の際の資料です。協議の資料が出てくるんだけど、その協議のときの会議録がないんです。これこれこういう協議をして、こういう結果を見ましたとか、こういう意見交換がありましたとかいう会議録が全くないケースがあったんですね。当然のことながら、作られるべき会議録だと思いますが、その点について、担当課はどうお考えになりますか。

○総務課長

飯塚市情報公開条例第3条第2項に「実施機関は、この条例の目的を達成するため、組織的に用いる文書等の作成を怠ってはならない。」とございますので、必要な会議録であれば、当然作る必要があるものと考えます。

○江口委員

必要であればと言うんだけど、必要ですよ、当然。ほかと協議をしたと。協議の記録は必要ですよ。どういった議論があって、どういうふうにするようになった。ほかのところと協議をして、何かをするに当たって協議をしたと。そのときの協議に出てきた最初の、皆さんに配られた資料だけじゃなくて、資料をベースに、こうやって議論をするわけですよ。その議論の部分はどんなことがあったのか、当然のことながら、その後、次のステップに行くためには、その協議の記録というのは非常に大切だと思うんです。それが適切につくられているかどうかに関しては、どのようにチェックなされているんでしょうか。

○総務課長

そこそこの所管課の業務でございますので、所管課のほうで管理されているというふうに考えております。

○江口委員

ということは、情報公開担当としてはそこについては関与していないと。それぞれの各担当課でやるべきものだというふうなことでよろしいですか。

○総務課長

各所管課の所属長や決裁権者におきまして、情報公開条例、文書管理規程などに基づいた適正な事務が行われておるかについての確認はしております。

○江口委員

確認がされていて、そういった会議録がないということがあるのはなぜですか。

○総務課長

当課としましては、条例や文書管理規程等に基づいて作成されているというふうに把握しておりますけど、公文書作成などが適切に行われているかどうかというのは、当課のほうでは、一応周知の徹底に努めておりますけれども、それが徹底されてない部分もあるのかなという感じではございます。

○江口委員

情報公開担当課としては、周知徹底だけじゃなくて、それがきちんとやられているかどうか、それをきちんと確認する必要はありませんか。

○総務課長

会議の公開ということで、附属機関については、一応チェックはしておりますけど、個別の打合せ等々についてまではするものではございません。

○江口委員

附属機関の会議を言っているんじゃないんです。執行機関そのものが執行機関としての会議を持ったときに、当然のことながら、その記録を取っておくべきでしょう。そうしないと、会議に出席した方の記憶だけに頼るわけですか。出席した人間がね、例えば上司に口頭で、こんな会議でしたと伝えます。その上司もそれを聞いて、そういうことだったんだねと思って、さらに上司に口頭で伝えますというふうな形になります。それで仕事ができますか。当然のことながら、出張に行っても復命書を書くんでしょう。これこれこういった形で調査研究してきた。当然のことながら、他との協議をするわけですから、記録を取っておくべきですよ。それが仕事の仕方だと思うんですけど、いかがでしょうか。

○総務部長

委員がお話しされているのは、いわゆる会議録の策定が義務づけられている附属機関等の会

議ではなくて、通常の一般的な業務の中で、例えば私どもが外部の方とか、あるいは、よその団体の方とか、内部でも構いませんけれども、そういった会議を持つ際に会議録を作るのかというようなご質問だろうかと思うんですけども、それについては、ある打合せに基づく決裁を復命で、出張した会議であれば復命という形で決裁を回しますし、ある議題に基づく会議であれば、会議は、打合せを何回するかとか、いろんな頻度にもよるかもしれませんが、その案件の進捗も関係してくるかもしれませんが、通常の事務取扱であれば、それに関する決裁を取る際に、会議録としてあるもの、会議録としてなければならぬといったマストな条件はございませんけれども、当然にその会議の内容はこんなものであったとか、こういう結果になったといったものは、報告あるいは決裁文書の中に出てくるものと考えておりますし、それらはそれぞれその所管の長である者が、事務遂行の中で責任を持って管理するものというふうに考えております。ただし、積極的な情報公開に資する資料として会議録を作りなさいといったことの位置づけはやっておりませんし、情報公開の窓口において、全庁に向けてそういった指導とか、確認とかいったことについては、やっていないのが現状でございます。

○江口委員

いろんな団体との協議があるので、それが全て、一言一句、会議録を起こせとかは全く考えてないんです。ただ、実はね、今言っているのは、今ちょうど県央でごみ処理施設の建設計画があります。これに関連して、ごみの分別に関する他市町等との協議に関する全ての資料というのを情報公開で求めました。

それともう一つ、ごみ処理施設の再編に関する協議等に関する全ての資料というのを求めたんです。会議資料は出てくるんだけど、協議の記録が全くないんです。いついつ会議があったというのは分かるんだけど。これで仕事ができますか、皆さん方。それについて、きちんとチェックをしていただいて、全てチェックするのは無理ですよ。総務課が全てをチェックするのは無理ですよ。ところが、サンプルとして、幾つかピックアップして、これがきちんと、この業務ができていのかどうか、記録ができていのかどうか。そこについては、周知徹底するだけではなく、問題がないか確認をして、必要な指導はすべきだと思うんです。その点、きちんとやっていただけますか。

○総務課長

その件については、公文書を確実に作成していただいて、適正な管理を行われるよう、周知の徹底に努めてまいりたいと思います。

○江口委員

周知の徹底ではなくて、その確認作業を仕組みとしてしっかり入れていく。全部総務課に確認しろとは、すべきだとは全く思っていないんです。ただ、サンプルとして、ところどころは無作為にチェックしながら、そしてこういう形でやるんだよというやつを、各部にきちんとお伝えをして、それぞれがチェックができる仕組み、そしてそのチェックがきちんとできているかどうかをチェックするのが総務課だと思います。ぜひ改めて、情報公開を支えるのは、適切に情報がつくられていて何ぼなんです。ぜひその点について、早急にどうやったらいいのか検討していただいて、対応していただきたいと求めておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○赤尾委員

委員長にお願いいたします。

本委員会に特別付託を受けております「情報公開について」は、これまで執行部から、「飯塚市情報公開制度の概要」、「情報公開請求の年度別決定件数及び公開決定までの平均日数」、「飯塚市情報公開の運用状況」などの報告を受け、調査してまいりました。

この間、執行部においては、飯塚市情報公開条例解釈運用基準を改訂し、各種審議会等の会

議開催時には広く市民に周知するため、おおむね1週間前までにホームページ等で周知するようにしたこと、会議録の公表方法について、市民が会議の内容を把握しやすいよう発言者の表記方法を統一し、会議開催後おおむね1か月以内には会議資料を添えて公表するようにしたことなど、住民の知る権利の保障のために努力されてこられたことは評価すべきものと考えます。

今後は、市民のニーズを把握し、積極的に市民が求める情報の公開に努めるとともに、情報の電子化を推進し、情報公開請求に対する情報の公開をメールで実施するなど、請求者が来庁しなくても公開できるような手法について引き続き検討していただくことを要望いたしまして、本件については調査終了としていただきますよう、委員長においてお取り計らいをお願いいたします。

○委員長

ただいま赤尾委員から、本件について、調査終了としてほしい旨の申出がありました。本日、調査終了について、お諮りするということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、そのように取り計らいさせていただきます。ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「情報公開について」は、調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は、調査終了とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:01

再 開 11:13

委員会を再開いたします。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から3件について、報告したい旨の申出があっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「不当要求行為等への対策について」、報告を求めます。

○人事課長

「不当要求行為等への対策について」、報告いたします。

資料①には「不当要求行為等への対策について」、資料②には「飯塚市不当要求行為等対策条例(案)」を記載しております。

本件は、執拗に無理なことを要求するハードクレームや不当な要求等によるカスタマーハラスメントを含む対策として、「不当要求行為等対策条例」を制定することを考えております。

資料①「1. 目的・対策」を御覧ください。

ハードクレームやカスタマーハラスメントを含む不当な要求行為等につきましては、職員の精神的な健康に深刻な影響を与え、人権を侵害する可能性があり、行政サービスの低下を招くおそれがあります。

市として、市民サービスの適正な提供を確保し、職員の安全と健全な業務環境を守るため、不当要求行為等に関する現在の規定に「行為者に対する法的強制力の付与」、「明確かつ毅然とした対応を図るための内部体制の整備」を加えるとともに、市条例とすることで、市民の理解と協力を得た上で、公正で安全な市政運営を実現することを目的に飯塚市不当要求行為等対策条例の制定を考えております。

続きまして、「2. 条例制定の背景」でございますが、近年、顧客主義的な行政サービスが主流となっていることを背景に、執拗に無理なことを要求するハードクレームや不当な要求等による著しい迷惑行為などのカスタマーハラスメントが増加傾向にあり、全国的に官民間わず社会的な課題となっていることから、その対策強化が急務となっております。

本市では庁内管理規則や不当要求行為等の防止に関する規程において、一定の規定はあるものの、不当要求行為等に関する詳細な定義や具体的な措置の規定がないため、職員は不当要求行為等とも取れる来庁者の言動に対し、統一的な対応が困難な状況でございます。

このため、市民の理解と協力を図った上で、不当要求行為等に対して統一的かつ毅然とした対応を行い、公正な職務遂行の確保ができるよう、具体的な体制や措置について整備した上で、条例化しようと考えております。

続きまして、「3. 規程からの変更点」につきましては、第2条「定義」において、不当要求行為等、職員及び任命権者に関する用語の意義を詳細に規定いたしております。

第3条「任命権者の責務」、第4条「職員の責務」、第5条「管理監督者の責務」において、それぞれの責務を明示し、必要な措置を講じることを新たに規定いたしております。

第6条「市民等の協力」において、職員の公正な職務の執行の確保に関する協力を新たに規定いたしております。

第7条では「相談窓口」、第8条の「対策委員会」、第9条の「審議会」において、体制の整備について拡充し規定いたしております。

第10条「審議会への諮問」、第11条「不当要求行為等に対する措置」におきましては、審議会への諮問及び行為者に対する必要な措置を講じること、また、行為者の氏名等を公表できる旨を拡充し規定いたしております。

第12条「職員の保護」、第13条「職員等の協力」について、新たに規定することといたしております。

最後に、「4. 今後のスケジュール」案でございます。

本日の総務委員会への報告後、本年3月の市議会定例会にて条例議案を上程、議決いただきましたなら、本年4月から6月までの3か月間を市民の皆様等への周知期間とし、令和7年7月1日から本条例を施行するスケジュールを考えております。

以上で、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○田中武春委員

1点だけ。これを議会に上程して可決されたら4月から6月に市民等への周知ということで書いてありますが、具体的にどういった形で市民への周知を行おうという、今、計画があるのか、分かったら教えてください。

○人事課長

市報やホームページ、それからチラシも作成しようと考えておりますので、そちらを窓口等で配布といったことを考えております。

○田中武春委員

ぜひ、周知の方法というのはいろんな周知方法があると思いますが、まちづくり協議会を通じて、各自治会のほうにもですね、ぜひこの周知の文書等を含めてやっていただければということで要望しておきます。よろしくお願いします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

非常に大切などころだとは思っています。ただ、この不当要求に関しては、市職員を守るの

も非常に大切ではあるんですが、市の仕事をきちんと守るのも大切なんですが、片一方で、一般の企業とかお店に関しても、当然のことながら守る必要があると思っています。一部では、東京都であるとか、幾つか、そういった市だけにとどまらず、やっているところがあるんですが、そこも含めてしっかり考えていただけましたらと思うのが1点。

もう一つは、今スケジュールの中で市民等への周知が4月から6月であるんだけど、ただ、片一方で、非常に市民と関連の深い市の業務のやり方に関する部分でありますので、本来でありましたらパブリックコメントを受けるべきだと考えております。その点も検討の上、やっていただきたいとお願いをしておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「本庁舎第2駐車場に係る不動産売買契約の締結について」、報告を求めます。

○財産活用課長

「本庁舎第2駐車場に係る不動産売買契約の締結について」、報告いたします。提出しております資料を御覧ください。

公共施設の跡地・跡施設につきましては、飯塚市公共施設等のあり方に関する第3次実施計画において、「行政として利活用策を検討し、活用がない場合は、民間への譲渡や貸付を行う。」と定め、有効活用及び売却等を進めています。

本庁舎第2駐車場につきましては、土地利用計画と売買価格を総合的に審査する公募型プロポーザル方式により募集を行ったところ、4者からの提案を受け、公共施設跡地売却に係る事業者選定委員会における審査を経まして、売却相手方を決定し、このたび不動産売買契約を締結いたしました。

対象物件は、所在地が飯塚市新立岩1946番1で、面積は1216.31平方メートル、地目は宅地となっております。建物はございません。

契約相手方は福岡市中央区天神四丁目2番20号を所在地とする株式会社シフトライフで、代表取締役は樋口由紀夫氏となっております。

令和7年1月17日に契約を締結し、契約金額は2億240万円となっております。

売却条件等としまして、所有権移転の日から起算して5年以内に、応募申込時に提出した土地利用計画書に基づく事業を完了しなければならないという条件での買戻し特約をうたっております。

次のページをお願いいたします。土地利用計画の概要ですが、建築物につきましては、RC造で12階建ての分譲マンションとなっております。建築スケジュールは、令和7年11月着工、令和9年2月末引渡しの予定とされております。

次に選定委員会での審査結果ですが、株式会社シフトライフは700点満点中622点、A者が469点、D者が434点、B者につきましては、土地利用計画書の提出後、辞退されております。

その下に、審査の過程を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上、簡単ですが、「本庁舎第2駐車場に係る不動産売買契約の締結について」報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○奥山委員

説明ありがとうございます。2ページ目のところですけど、土地利用計画の概要のところですが、こういう心配はしなくてもいいかもしれませんが、マンション50戸と、それから1階、

2階にはテナントでしょうか、入るようになっております。その場合、あそこを見ても分かるように、駐車スペースが少ないんじゃないかなというふうに思いますけれども、この場合、例えば店舗とか事務所を利用の方は飯塚市の駐車場に止めることは可能なかどうか、ちょっとお伺いします。

○財産活用課長

この件に関しましては、駐車場についてはですね、その敷地内もしくはその業者のほうで対応するというふうにされております。ただ、飯塚市の第3駐車場は当然有料で使えますので、そういった利用はされる方があるかもしれませんが、それについては特に市のほうから制限はできないかなと考えています。

○奥山委員

余分なことやったですけども。2階に飯塚市多目的室（まちづくり推進センター）という公共の部屋というんでしょうか、ありますが、使用料とか、1階の防災備蓄倉庫、これはどこのものなのか、ちょっと分かればお尋ねいたします。

○財産活用課長

まず、2階の飯塚市多目的室というものにつきましては、事業者のほうからの提案でですね、飯塚市のほうに無償で利用いただくということでご提案を頂いておりますが、実際にどういふふうな形でですね、今後そういった使用に関しては、事業者との協議が必要だというふうに考えております。1階の防災備蓄倉庫につきましては、これは事業者のほうのものになります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

契約金額に関しては非常にありがたい話だと思っています。ただ、土地利用計画の概要、今奥山委員のほうからも話がありましたけれど、どうしても多分、どうしてもちょっと違和感を感じざるを得ない部分があるんです。多目的室というやつが入っていて、無償で使わせていただけたというのはありがたいかもしれないんだけど、上の、3階から12階のマンションの部分と考えると、ここにこういった形が必要なのかな、どうかなと思うんです。やっぱり基本的に飯塚市として不要になったから売り出すわけですよね。そうしたら、基本はもう一般競争入札ですよね。要するに、高く値段をつけていただいたところに売るとというのが基本だと思います。

最近ずっとこの公募型プロポーザルでやるんだけど、同じ公募型プロポーザルでやった目の前の交流センター跡地、非常に、上物がついていたからとはいえ、この駐車場跡地の売却の価格からすると、非常に差を感じるわけです。

もう公募型プロポーザル、やめませんか。不要で売るんだから。どうしても、非常に広大な土地で、まちづくり、大きな影響を与えるといったような部分であればまだしも、多分そんな土地は、飯塚市としてはそう残ってないと思いますので、基本として、一般競争入札、価格競争で、何ら条件をつけずに、もともと土地についている制限は当然のことながらありますけれど、それ以外の部分をつけるのではなく、やるべきだと思いますが、その点はいかがでしょう。

○財産活用課長

今、委員がおっしゃいましたが、原則はやっぱり一般競争入札により売却していくべきだろうということで、当然それが大原則だというふうに自治法上もなっております。その上で、じゃあどこまでプロポーザルをするのかとかいうのもありますけど、その辺は、原則は一般競争入札というところで、今後検討していくこととしております。

○江口委員

何か、どうにでも取れるような話ではあるんですが、これは、担当としては久世副市長にな

るのかな、副市長としてどう考えますか。

○久世副市長

ただ今の質問委員のご指摘のとおりでございます。私どももこの土地の売却につきましては、私も財産活用課長の頃に他市の状況、先進市の状況等を見たときに、プロポーザルで売却をしている自治体なんてほとんどないんですね。ただ御存じのように、小中学校の統廃合等もあったときに、例えば学校跡地とかいえば、地域に非常に根差した施設であり、地域住民の思いも深いことから、このプロポーザルを導入して、そういったことで地域に非常に密接した大きな施設については、やはり地域の声を聴くべきではないかということで、このプロポーザルを取り入れていった経緯があったんですが、今担当部課とも話をしながら、まさにご指摘のとおりで、やはりうちの不要財産につきましては、はっきり言いまして、高く買っていただければ、それは非常にありがたいわけで、当然、土地利用の中には縛りもかけておりますので、それで問題ないかなと思っておりますので、ご指摘のとおり、基本的には一般競争入札で売却していくように考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○赤尾委員

2ページの予定建築物の概要というのが書いてあるんですけど、基本的には分譲マンションの50戸、RC造の12階建てということで、この中に、屋上にですね、屋上テラス、防災避難場所となっているんですけど、これ災害時の有事の際に、ここの住人だけじゃなくて地域の方も避難場所として利用していただけるよう、活用していただけるようということだろうと思うんですけど、この周辺住民への開放の意味というのは、例えば有事じゃないときでも開放するというようなことなんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:33

再 開 11:33

委員会を再開いたします。

○財産活用課長

すみません、この件につきましては、今後、事業者のほうと具体的に協議をした上で、内容が決まり次第、またですね、そうですね、防災であったりそういったことを協議をしていきたいと思っています。

○赤尾委員

同じく確認していただきたいのが、その他のところにソーラーパネルと書いてあるんですね。防災対応と。例えばこれ、同じく有事の際に、例えば電力を供給して、ここで発電したものを電力供給していただけたらとか、そういう条件がついているのかどうか、その辺も確認をお願いします。

それともう一点が8番の審査結果。株式会社シフトライフさんが700点満点中622点で落札されたというか、決定されていますけど、A者、D者と比較対照がありますけど、点数の差が大きいと思いますけど、この要因というのは何でしょうか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:34

再 開 11:36

委員会を再開いたします。

○財産活用課長

この選定結果ですね、大きく差が開いている分につきましては、要は金額の開きとなっております。

○赤尾委員

それではちょっと脱線した話になるかも分からないんですが、旧立岩公民館跡地を、もう売却が進んでいます。新立岩公民館の跡地には、地域のことを考慮してですね、一部拠点ボックスを設置する敷地をですね、売却せずに切り離しておられると思いますが、新飯塚自治会というのが2自治会に分かれています。新飯塚西、新飯塚東。それで、新飯塚西自治会の拠点ボックスが今の旧立岩公民館の跡地の一部なんですね。市が売却をされなかったその部分が拠点ボックスになっています。一方で、新飯塚東の自治会の拠点ボックスが多分この第2駐車場に設置してあったと思うんですけど、今現状、その拠点ボックスというのはどちらにあるのでしょうか。

○財産活用課長

すみません、私どものほうでちょっと、第2駐車場に拠点ボックスがあった分が今どこに行っているのかということは、ちょっとうちの課では確認ができておりません。

○赤尾委員

課では把握されてないということですか。長らくもう売却が決まっていたので、閉鎖していたので、財産活用課としてはそこに拠点ボックスがあったかどうか分からないということなんでしょうか。

○財産活用課長

第2駐車場にあったことは確認しております。それから、売却するので移転してくださいということで話をしていますけども、それ以降のちょっと、すみません、状況は、財産活用課のほうは把握しておりません。

○赤尾委員

移転先が分からない、所管が違うので分からないということですね。それは確認していただけるんですか。できるんですか。脱線した話になりますが。

○委員長

そこは関連していると思いますが、報告事項に対する質問ですから、それはまた後で、分かる分は教えてもらえますので。

○赤尾委員

分かりました。地域住民にとってですね、ここは場所が新立岩なので、住所の表記としては新立岩なのであれなんだろうけど、新飯塚の住民の方からするとその拠点ボックスというのは大変大事なものでありますし、必要なものです。拠点ボックスの確保はよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願ひます。

次に、「「第3次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定について」、報告を求めます。

○総合政策課長

「第3次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定について、報告いたします。

さきの令和6年11月開催の総務委員会におきまして、素案について報告し、その後、市民意見募集を実施いたしました。素案に関する意見等はなく、外部有識者で構成する推進会議及び庁内関係課において改めて内容を確認しまして、素案から変更した点がございまして、その内容についてご説明いたします。

資料3-3「(素案)からの修正箇所一覧」を御覧ください。

表の一番左、修正箇所欄に記載のページは、資料3-1の総合戦略本編の該当ページを記載しており、下線を引いている部分が修正箇所となっております。

主な修正の内容につきましては、まず「子ども」の表記について、数か所ございますが、子ども家庭庁の表記判断基準にのっとり、平仮名の「こども」に修正しております。

次に、資料1ページの一番下になりますが、「①企業誘致の推進」について、現在の工業団地の整備のみでなく、未利用地の活用等も検討するため文言を追加し、「②創業・新産業創出の支援」について、スタートアップ企業のみでなく、創業や起業、新規事業の開発に対し、様々な支援体制が構築されているという内容に修正しており、この点は、第2期飯塚市産業振興ビジョンとも整合性を図っております。

資料4ページをお願いします。

設定した目標値のうち、この2つの目標値について、令和5年度の実績値が確定したことにより、それぞれ基準値を修正しております。

以上の修正を反映しました最終版が、資料3-1の「第3次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略」となっております。

また、資料3-2の具体的な事業一覧につきましては、別途進捗状況の管理を行っていくものとなります。

本総合戦略に基づき、来年度以降も引き続き、人口減少の克服のため移住定住施策の推進に取り組んでまいります。

以上、簡単ですが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。